

平成二十二年第三回垂井町議会臨時会

平成二十二年五月十三日（木曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤 墳 理 君
二	番	吉 野 誠 君
三	番	木 村 千 秋 君
四	番	栗 田 利 朗 君
五	番	広 瀬 文 典 君
六	番	奥 村 耕 作 君
七	番	
八	番	末 政 京 子 君
九	番	岩 崎 秋 夫 君
十	番	丹 羽 豊 次 君
十一	番	小 林 敏 美 君
十二	番	広 瀬 康 君
十三	番	衣 斐 弘 修 君

欠席議員

なし

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君
副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君
企画調整課長	早 野 博 文 君

三 職務のため出席した事務局職員

税 務 課 長	興 慈 善 君
健 康 福 祉 課 長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君
建 設 課 長	小 川 孝 夫 君
産 業 課 長	三 浦 高 雄 君
上 下 水 道 課 長	中 島 健 司 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	古 山 則 雄 君
消 防 主 任 長	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君
学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生 涯 学 習 課 長	多 賀 清 隆 君
事 務 局 長	高 木 一 幸
書 記	久 保 田 陽 一
書 記	藤 塚 怜 奈

四 議事日程

平成二十二年第三回垂井町議会臨時会議事日程

開議 平成二十二年五月十三日（木）

午前九時

日程第一 議第四十号 専決処分の承認について

日程第二 議第四十一号 平成二十二年垂井町一般会計補正予

算（第一号）

五 本日の会議に付した事件

日程第一及び日程第二

追加日程 議長辞職の件

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長辞職の件

追加日程 副議長の選挙

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより平成二十二年第三回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時一分）

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日一日といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定しました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

六番奥村耕作君。

六番（奥村耕作君） 地方自治法第九十八条第二項に基づき、監査委員の調査報告を請求いたします。

内容。昨年平成二十年度の決算審査特別委員会において、垂井小学校耐震補強工事設計業務の追加料金の支払いが不透明であったため、特別委員会としては、認定しないという決定になりましたが、本会議では認定という結果になりました。この件に対して、監査委員による調査報告を請求いたします。

理由。この件につきましては、多くの議員は納得されていないと思います。私は百条委員会、もしくは特別委員会を設置し、そこで調査すべきだと提言いたしました。全員協議会の場で衣斐議長は、私に議員個人の立場で調査するようにと、こう言われました。議員の立場では、何の権限もありませんので、難しいと言いましたが、却下され、それを議員個人として調査しなさいと、そういうふうに言われました。その後、総務課におきまして、私は情報公開を請求いたしました。なかなか要求した書類は出していただけません。

最終的にいろいろやりましたが、その書類はもう処分してないということであります。処分した書類というのは、中川町長、西前副町長が議場で答弁した根拠となる書類であります。この書類は、渡辺教育長、西前副町長にお聞きしましたが、見たのですかと聞きましたら、両者とも見ていないということであります。担当者より単に報告があったから、それを議場で答弁したと、そういうことでもあります。

よって、権限のある監査委員の調査報告を請求いたします。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。（午前九時四分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前九時五十一分）

ただいま、奥村耕作君から動議の発言がありました。臨時会での急施事件ではありませんので、議事を進めます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、九番岩崎秋夫君、十番丹羽豊次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたして

ありますので、これより議事日程に入ります。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

九番岩崎秋夫君。

九番（岩崎秋夫君） 議長不信任案の動議を提出したいと思いません。

議長（衣斐弘修君） ただいまの動議に対する賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

この動議は、二人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

暫時休憩いたします。（午前九時五十三分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前十時十七分）

お諮りいたします。

議長の不信任決議案についての動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありましたので、議長の不信任決議案についての動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは否決されました。

日程第一 議第四十号 専決処分の承認について

議長（衣斐弘修君） 日程第一、議第四十号専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第四十号専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が四月一日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十一日、これを専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により、これを報告し、承認を求めるとであります。

細部につきましては、税務課長及び住民課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 税務課長興慈善君。

〔税務課長興慈善君登壇〕

税務課長（興慈善君） 議第四十号専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正につきましては、個人町民税の扶養親族申告が必要となりました。この背景には、国において子ども手当や、高校の実質無料化に伴い、十六歳未満の年少扶養控除の廃止、十六歳以上、十九歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分

が廃止されることにあります。

次に、個人町民税の二点目でございますけれども、六十五歳未満の方で、給与と年金を受けられている方につきましては、給与は特別徴収で、年金は普通徴収であったものが、年金も給与から特別徴収が可能になったことでございます。

続いて、たばこ税の引き上げでございます。

現行の千本につき三千二百九十八円から、四千六百十八円となり、千三百二十円の増となります。この背景には、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるからでございます。

それでは、改正条例に入らせていただきますが、事務局の方で作成をされました新旧対照表も合わせてごらんいただきたいと思っております。

まず、第十九条、並びに第三十一条につきましては、法の改正により、条文の整理を行ったものです。

第三十六条の三の次に、次の二条を加えるものですが、第三十六条の三の二では、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の提出手続の規定です。第一項では、申告書の提出をしなければならぬ給与所得者は、給与等の支払者を経由して、一号から三号までの事項を記載し町長に提出する旨を。第二項では、その年の途中に申告書の記載事項に異動が生じた場合、その異動事項を記載した申告書を給与支払者を経由し町長に提出する旨を。第三項では、申告書が給与支払者に受理された日が、町長に提出されたものとみなす旨を。第四項では、給与所得者は經由すべき給与支払者が、納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合に

は、申告書の提出にかえて電磁的方法により提供できる旨を。第五項では、前項の規定の適用がある場合における第三項の運用についての読みかえについて定めております。

次に、第三十六条の三の三でございますけれども、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申請書の提出手続の規定でございます。第一項では、申告書の提出をしなければならない公的年金等受給者は、次に掲げる一号から三号までを記載した申請書を、当該公的年金等支払者を経由いたしまして町長に提出しなければならぬ旨を。第二項では、当該申請者に記載すべき事項が前年に申告した事項と異動がないときは、国税庁長官の承認を受けている場合に限って、記載すべき事項をかえて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができる旨を。第三項では、申請書が公的年金等支払者に受理された日が、町長に提出されたものとみなす旨を。第四項では、公的年金等受給者が、納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、申告書の提出にかえて電磁的方法により提出できる旨を。第五項では、前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用について、読みかえをできる旨を定めています。

次に、第四十四条ですが、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の規定でございます。第二項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改めます。第三項におきまして、「及び公的年金等に係る所得」を削ります。次に、第四項を第五項とし、新たな第四項を加えます。その四項では、給与所得者が前年中において公的年金等の支払いを受ける者で、老齢等年金給付の支払いを受けています年齢六十五歳以上

の者である場合の適用については、「給与所得及び公的年金等に  
係る所得以外」といたします。次に、新たに第六項を加えます。

この項では、特別徴収の方法によつて徴収されます納税義務者が、  
初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において、  
給与の支払いを受けないこととなり、かつ、その事由が、月割額  
を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申し出があつた場合、  
及び翌年の一月一日から四月三十日までの間において支払われる  
べき給与、または退職手当等で当該月割額の全額に相当する額を  
超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額を特別徴収の方  
法によつて徴収するものです。

第四十五条は、前条の項の改正により改めるものでござい  
ます。次に、第四十八条、第五十条、並びに第八十七条関係でござ  
いますけれども、法が改正されたことに伴い、条項等の整理を行  
いました。

第九十五条はたばこ税の税率の規定です。千本につき四千六百  
十八円に改めるものでございます。

次の第五十三条から、一枚はねていただきまして、次の次の  
ページになりますけれども、百八十条までにつきましては、国民  
健康保険税の関係でございますので、後ほど住民課長から補足説  
明がありますので、その次の附則関係でございます。

附則関係の第十四条からお願いをしたいと思います。

附則第十四条の読みかえ規定を削除し、附則第十四条の二を第  
十四条といたします。

附則第十五条の二は、たばこ税の税率の特例の規定でございま  
すけれども、ここでは紙巻きたばこの税率を、千本につき二千百

九十円に改めるものでございます。なお、御承知かと思いま  
すけれども、紙巻きたばこの品目につきましては、エコーとかわかば、  
しんせい、ゴールデンバット等でございます。それが該当する  
いうところでございます。

続いて、附則の第十八条の三、非課税口座内上場株式等の譲渡  
に係る町民税の所得計算の特例の規定を改めるものでござい  
ます。第一項では、町民税の所得割の納税義務者が前年中に非課税上場  
株式等管理契約に基づき、非課税口座内上場株式等の譲渡をした  
場合には、譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額、または  
雑所得の金額を区分して計算するものとする旨を。第二項では、  
租税特別措置法に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口  
座内上場株式等の払い出しがあつた場合には、払出金額により、  
非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法に  
掲げる移管、返還、または廃止による株式等の払い出しがあつた  
非課税口座を開設した納税義務者につきましては、払い出しがあ  
つたときに、その払出金額をもって上場株式等の所得をしたもの  
とみなし、この条例の規定を適用する旨を定めています。

附則第十八条の十及び附則第十八条の十一につきましては、法  
律の名称の変更によるものでございます。

附則第十九条から第三十二条までは、国民健康保険税関係で  
ございますので、後ほど住民課長の方から補足説明があります。

続きまして、附則の補足説明に入ります。

第一条、施行期日は平成二十二年四月一日からの施行です。た  
だし一号では、附則第十八条の十、第十八条の十一第一項、第三  
十条及び第三十一条の改正規定については、平成二十二年六月一

日となります。これは租税条約の関係からでございます。二号では、たばこ税の関係が入っておりますけれども、平成二十二年十月一日の施行となります。三号の扶養親族申告関係では、平成二十三年一月一日としています。四号では、平成二十五年一月一日を施行日と定めております。

第二条では、町民税に関する経過措置の規定です。

第一項では、平成二十二年度以降の年度分の個人の町民税について適用する旨を。第二項、第三項では、新条例第三十六条の三の二及び同条の三の三の規定は、平成二十三年一月一日から適用する旨を。第四項では、公的年金等受給者の扶養親族申告書についてですが、平成二十三年中に提出する場合についての適用する旨を。第五項では、特別徴収ですが、規定の運用を読みかえる旨を。第六項では、株式等の譲渡に係る所得計算の特例ですが、平成二十五年以後の年度分について適用する旨を。第七項では、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の町民税についての適用する旨を。第八項では、平成二十二年十月一日以後に解散された場合における適用する旨を定めております。

第三条では、固定資産税に関する経過措置の規定ですが、平成二十二年度以後の年度分固定資産税についての適用を定めております。

第四条は、町たばこ税に関する経過措置の規定です。

第一項では、平成二十二年十月一日前のたばこ税は、従前の例による旨を。第二項では、指定日前から所持している卸売販売業者または小売業者の製造たばこへの課税をする旨を。第三項では、前項に規定するものは、申告書を町長に提出しなければならぬ

旨を。第四項では、その申告に係る税金を納付しなければならぬ旨を。第五項では、第二項の規定により、たばこ税を課する場合の読みかえる旨を。第六項では、卸売販売業者等が販売契約の解除等の理由により、小売り販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を還付する旨を規定しています。

以上、議第四十号専決処分承認についての補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長桐山浩治君。

〔住民課長桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 私の方からは、住民課の所管に係ります国民健康保険税の部分につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、基礎課税額と、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引き上げと、国民健康保険税の減額措置に係る基準の見直し、また国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合等における特例措置を定めるものであります。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。

改正条例の五ページ目、後ろから六行目の第二百五十三条第二項中とある部分でございます。また、新旧対照表につきましては、十三ページでございます。

第二百五十三条第二項中、「四十七万円」を「五十万円」に、同条第三項中、「十二万円」を「十三万円」に改めるものでございますが、これは今回の法改正によりまして、国民健康保険税の基

基礎課税額を五十万円に、後期高齢者支援金等課税額を十三万円に、それぞれ限度額を引き上げるものとされています。

次に第七十五条でございますが、ここでは国民健康保険税の減額措置について規定しておりますが、これらにつきましても、限度額を定めた条文が入っておりますので、それぞれ五十万円と十三万円に引き上げるものとされています。また、同条第一号から第三号までの規定中、「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「法第三百四十四条の二第二項に規定する金額」を「三十万円」に改めるものとされていますが、今回、国民健康保険税の減額措置に係る基準の見直しが行われ、国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所得者の総所得金額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して、政令で定める金額を超えない場合に改められたことによる改正でございます。

続きまして、第七十五条の次に、次の一条を加えるもので、新たに第七十五条の二、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の特例について規定するものとされています。これにつきましても、国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合等において、所得割の算定の基礎となる総所得金額等及び減額措置の判定の基準となる総所得金額については、これらの金額中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額を百分の三十として計算する特例措置を定めるものとされています。

続きまして、第七十六条の次に、次の一条を加えるもので、新たに、第七十六条の二、特例対象被保険者等に係る申告について規定するものとされています。第一項では、国民健康保険税の

納税義務者が特例対象被保険者等である場合には、離職理由、その他の事項で、町長が必要と認める事項を記載した申告書を提出しなければならない旨を規定していますし、第二項では、申告書を提出する場合には、雇用保険受給資格者証、あるいは特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない旨を規定しています。

続いて、第八十条は、国民健康保険税の減免について規定していますが、第一項第一号中「者」を「場合において減免を必要とする者」と認められる者に改め、同項中、第二号を第三号とし、第一号の次に、次の一号を加えるもので、新たに第二号として、「貧困により生活のために公私の扶助を受ける者」を加えるものとされています。次に、第八十条第一項に、新たに第四号として、「その他特別の事情がある者」を加えるもので、いずれも減免の要件について規定の整備をするものとされています。次に、第八十条第二項中「納期限までに」を「納期限前七日までに」に改めるもので、減免申請書の提出期限を改めるものとされています。

続きまして、改正条例は、一枚おめくりいただきまして左側のページでございます。新旧対照表は、二十三ページになりますが、附則第十九条中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に改めるとありますのは、法改正により条文が改められたことによるもの、附則第二十四条中「その世帯の」を「その世帯に」に改めるとありますのは、文言の整備でございます。

少し飛びまして、第三十二条、国民健康保険税の減免の特例でございますが、平成二十二年度以降の国民健康保険税における第八十条第一項第三号の規定、これは社会保険などの被保険者本

人が、後期高齢者医療制度へ移行することにより、国民健康保険に加入することとなる六十五歳以上の被扶養者の方については、二年を限度に減免が受けられることとなっておりますが、この二年について、当分の間、適用しない旨の規定を定めるものでございます。

最後のページでございますが、附則の第五条では、国民健康保険の経過措置について規定しているものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「挙手する者あり」

十二番 広瀬康君

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 新旧対照表の十七ページですが、国民健康保険税の減免にかかわることですけれども、第八十条の二項に示されている、いわゆる今まで災害とかそういうことはあつたんですが、貧困により生活のために、その次ですが、公私の扶助を受ける者という、この公私の扶助というこの中身です、どんな扶助なのか、ちょっと説明をしていただきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 住民課長桐山浩治君。

〔住民課長桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 十二番議員の御質問にお答えをいたします。

新旧対照表、十七ページにございます第八十条第一項第二号の追加についてでございます。

貧困により生活のために公私の扶助を受ける者という号が一号追加されました。これにつきましては、まだ今のところ具体的にこうしたというところまでのものが決まっておりますけれども、公、私ともに扶助を受けるということで、福祉関係のそういう扶助を受けてみえる方が対象になってくるかと思っておりますので、福祉担当の方とも十分協議をしながら、これらに該当する方を決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十号専決処分承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第二 議第四十一号 平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第一号）

算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第四十一号平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第四十一号平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第一号）について、提案理由を御説明申し上げます。今回の補正は、百九十万三千円の追加で、予算総額は八十億八千六百九十万三千円となります。

補正いたしますものは、総務費では、緊急雇用創出事業に係ります財源振替措置をいたしました。衛生費では、同じく緊急雇用創出事業に係ります共済費、賃金、需用費の増額の措置をいたしました。財源につきましては、国県支出金、繰越金及び諸収入により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 議第四十一号平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第一号）でございますが、こちらにつきましても補足説明をさせていただきます。

議案のページでございますが、第一条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ百九十万三千円の追加をさせていただきます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ八十億八千六百九十万三千円とするものでございます。

補正の理由でございますが、町長の提案説明にもございましたとおり、緊急雇用創出事業でございます。こちらにつきましても、

一部当初予算にも計上いたしておるところでございますが、平成二十二年度の三月末でございます。平成二十二年度岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金に係ります県からの内示がございました。この内示を受けまして所要の予算措置を行うものでございます。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、歳出の六ページでございますが、こちらの方から御説明をさせていただきたいと存じます。

款二総務費、項一総務管理費、目一一般管理費でございます。

こちらにつきましても、一般財源から国県支出金への財源更正を行うものでございまして、一千三百五十一万二千円を国県支出金の方に改めるものでございますが、こちらにつきましても、後ほど歳入でも御説明をさせていただきますが、総合窓口等に課室によりまして、そこに従事しております臨時職員の雇入れに係ります賃金等の人件費でございます。こちらの方が先ほど申しました雇用創出事業の内示を受けまして財源を更正するものでございます。

続きまして、款四衛生費、項一保健衛生費でございます。

こちらにつきましても、不法投棄、あるいはへい獣・有害鳥獣等の回収処分です。その他、環境改善に係ります事務でございます。そちらの事業のために緊急的に臨時職員を雇い入れる経費として、計上させていただいておるものでございますが、目一保健衛生総務費につきましては、臨時職員の雇用に係ります社会保険料でございます。節四共済費でございますが、社会保険料といたしまして二十一万六千円、それから労働保険料でございますが、こちらにつきましてもは労働雇用保険でございます。二万四千円の

補正でございます。共済費といたしまして二十四万円の増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、目五環境衛生費でございます。節七賃金でございます。こちらにつきましては、臨時職員の雇入れに係ります賃金でございますが、既決予算につきまして、四百十二万八千円で、見込み額といたしまして五百七十六万六千円でございます。百五十七万八千円の増額の補正をお願いするものでございます。続きまして、節十一の需用費でございます。こちらにつきましては、その臨時職員の雇入れに係ります消耗品につきましては、作業服等でございます。こちらが三万五千円の増額補正、それから燃料費といたしましては、軽乗用車の燃料費でございます。活動費に伴うものでございますが、こちら五万円の補正額でございます。需用費といたしまして、合計いたしまして、八万五千円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳入でございますが、五ページ、前のページでございます。

こちらにつきましては、款十四県支出金、項二県補助金、目一総務費県補助金でございます。こちらにつきましても、先ほどから申し上げていきますように緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金といたしまして、先ほど財源振りかえを行いました一千三百五十一万二千円につきまして増額の歳入補正を行うものでございます。続きまして、目三衛生費県補助金でございます。節一衛生費県補助金でございますが、こちらにつきましても、先ほど歳出の衛生費におきまして御説明をさせていただきましたように、臨時職員の雇用に係ります緊急雇用創出事業に係ります補助金の

受け入れを新たに予算計上するものでございまして、百九十万二千円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、款十八繰越金、項一繰越金、目一繰越金、節一繰越金でございますが、これらは県からの補助金の受け入れによりまして、前年度繰越金でございますが、歳入歳出の均衡を図ることから、一千三百五十二万円の減額補正を行うものでございます。続きまして、款十九諸収入、項五雑入、目六雑入でございますが、こちらにつきましては、節四負担金でございます。労働雇用保険負担金でございます。こちらにつきましては、先ほど衛生費において雇用いたします経費、臨時職員の社会保険料等に係ります個人負担金でございます。九千円の増額補正を行うものでございます。

ページ戻っていただきまして、議案を二ページはねていただきまして、一ページでございます。歳入歳出予算補正の歳入の部分、それから次の二ページでございますが、こちらにつきましてもは歳出を計上してございますので、お目通しいただきたいと存じます。以上、私の方から、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 非常に幼稚な質問になると思うんですが、歳入の方で、繰越金、当初予算が二億円で、一千三百五十二万円の減額補正ということですが、この減額したお金はどこへ行った

のかわからないんですが、それをお伺いします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 六番議員の御質問でございますが、この歳入の中の繰越金でございますが、減額した一千三百五十二万円については、どこへ行くかということでございますが、これはあくまでも予算上の措置でございます。先ほど私補足説明の中で申し上げましたように、今回、県からの歳入の受け入れによりまして、あくまでも収入と歳出の均衡を図るといふ観点から減額をさせていただいたものでございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 私たち議会としましては、三月議会において、平成二十二年度予算として繰越金二億円は認めておるわけです。その認めたものを、また減額するというのはどうかと思うんですが、その辺の措置について、均衡を図るといふだけの理由で、違う方法はなかったのかということをお尋ねします。

議長（衣斐弘修君） 副町長若山隆史君。

〔副町長若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 六番議員の再質問にお答えをさせていただきましても、当初予算でお認めをいただきました繰越金二億円でございます。これが実際確定いたしますのは、三月三十一日ではございませんで、今は二十一年度の出納整理期間中ではござ

います。五月三十一日までがその期間でございますけれども、明くる六月一日には、二十一年度の歳入歳出の繰越金が確定いたします。ただし、その中には繰越明許をしたものもございますので、実質収支の方の額でございます。その大体のボリュームを見計らいまして、平成二十二年度の予算の中で、繰越金を二億円という形でもってトータル的な収支の均衡を図らせていただいておりますけれども、今回、県の方から、歳入の方に計上されておりますけれども、県補助金が入ってまいります。その関係で、その金額をどこへ振り当てるかということになりますけれども、歳入の繰越金を減らした中で、収支の均衡を図るといふ手法でもって対応させていただくということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十一号平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。(午前十一時三分)

副議長(広瀬文典君) 再開いたします。(午前十一時六分)

ただいま議長衣斐弘修君から、議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにいたしました。この際、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程 議長辞職の件

副議長(広瀬文典君) 議長辞職の件を議題といたします。

〔衣斐弘修君退場〕

職員に辞職願を朗読いたさせます。

書記(藤塚怜奈君) 辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第百八条の規定により許可されるようお願いいたします。平成二十二年五月十三日、垂井町議会副議長広瀬文典殿、垂井町議会議長衣斐弘修。

副議長(広瀬文典君) お諮りいたします。

衣斐弘修君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、衣斐弘修君の議長辞職を許可

することに決定いたしました。

〔衣斐弘修君入場着席〕

ただいま議長が欠員になりました。お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしました。この際、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。(午前十一時九分)

副議長(広瀬文典君) 再開いたします。(午後一時二分)

追加日程 議長の選挙

副議長(広瀬文典君) これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び副議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載願います。

これより投票を開始いたします。議席の番号一番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第二十七条第二項の規定により、立会人に一番藤壇理君、十三番衣斐弘修君を指名いたします。両君の立ち会いを求めます。

〔立会人登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔副議長議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数十二票、うち

有効投票 十二票

無効投票 なし

有効投票中

衣斐 弘修君 七票

小林 敏美君 四票

広瀬 康君 一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって、衣斐弘修君が議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記議場を開鎖〕

ただいま議長に当選されました衣斐弘修君が議長にあられますので、本席から会議規則第二十八条第二項の規定による当選の告知をいたします。

それでは議長からあいさつがあります。

〔衣斐弘修君登壇〕

十三番（衣斐弘修君） ただいま皆さんの御支援をいただきました。議長に当選させていただきました。

垂井町発展のために全力を尽くして頑張っていく所存でございます。どうか議員の皆さん、並びに町長初め町執行部の皆様におきましても協力をいただきまして、よりよい垂井町をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。甚だ簡単ではありますけれども、議長就任のあいさつとかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

副議長（広瀬文典君） 衣斐弘修議長、議長席にお着きを願います。

〔副議長広瀬文典君議長席をおり、議長衣斐弘修君議長席に着く〕

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。（午後一時十六分）

議長（衣斐弘修君） 再開をいたします。（午後一時十七分）

ただいま副議長広瀬文典君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 副議長辞職の件

議長（衣斐弘修君） 副議長辞職の件を議題といたします。

〔広瀬文典君退場〕

職員に辞職願を朗読いたさせます。

書記（藤塚怜奈君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第百八条の規定により許可されるようお願いいたします。平成二十二年五月十三日、垂井町議会議長衣斐弘修殿、垂井町議会副議長広瀬文典。

議長（衣斐弘修君） お諮りいたします。

広瀬文典君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、広瀬文典君の副議長辞職を許

可することに決定しました。

〔広瀬文典君入場着席〕

ただいま副議長が欠員になりました。  
お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩をいたします。（午後一時二十分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時二十四分）

追加日程 副議長の選挙

議長（衣斐弘修君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載願います。

これより投票を開始いたします。議席の番号一番から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第二十七条第二項の規定により、立会人に二番吉野誠君、十二番広瀬康君を指名いたします。両君の立ち会いを求めます。

〔立会人登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔議長議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数十二票、うち

有効投票 十二票

無効投票 なし

有効投票中

広瀬 文典君 七票

小林 敏美君 四票

広瀬 康君 一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって、広瀬文典君が副議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記議場を開鎖〕

ただいま副議長に当選されました広瀬文典君が議場におられますので、本席から会議規則第二十八条第二項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、副議長からあいさつがあります。

〔広瀬文典君登壇〕

五番（広瀬文典君） ただいまの選挙によりまして、副議長の重責を担うことになりました。議員各位には心から感謝を申し上げます。

私たち議員の責務は、住民の負託によるものであります。それを肝に銘じながら、これからは議長を補佐しながら議会の信頼をさらに高めるべく議会改革、議会の活性化を進め、第五次総合計画にございます「やさしさと活気あふれるまちづくり」に努力してまいります。皆様方の御支援と御鞭撻を切にお願い申し上げます。あいさつといたします。

議長（衣斐弘修君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十二年第三回垂井町議会臨時会を閉会いたします。（午後一時三十八

分)

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十二年 月 日

新議長 衣斐弘修

副議長 広瀬文典

議員 岩崎秋夫

議員 丹羽豊次